

保護者様

習志野市立第七中学校
校長 藤木 義久

6月15日からの一斉登校の開始について

6月1日から12日までの分散登校に際しまして、格段の配慮をしてくださりありがとうございました。

さて、文部科学省より発表されております5月22日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」における学校の行動基準ですが、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部と協議のうえ、「レベル1」となりました。(下記参照)。6月15日から適用されますので、御家庭でも御理解、御協力をお願いします。

記

1 学校の行動基準

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、
①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

2 主な変更点(6月15日以降)

- (1)健康観察表の確認については、登校人数の増加により昇降口前などで確認することが困難な場合、教室内で行ってもよいこととします。
- (2)身体的距離については、1mを目安に学級内で最大限の間隔をとります。机と机の間隔は、横40cm、縦60cm程度とるようにします。
- (3)給食については、衛生管理を徹底した上で、学校給食の提供を開始します。

3 その他

- (1)今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、レベルが変更される可能性があります。